

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 職員区分別

(1) 市民病院

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	52.2%
全職員	61.0%

(2) 消防本部

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	84.4%

(3) 市民病院及び消防本部以外

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.9%
全職員	71.8%

2. 役職段階区分別（任期の定めのない常勤職員のみ）

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 市民病院

① 医師

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	87.4%
課長級	68.9%
課長補佐級	87.3%
主査級	—%

② 医療技師・看護師等

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	105.3%
課長級	105.4%
課長補佐級	99.7%
主査級	101.4%

③ 事務職等

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	—%
課長級	—%
課長補佐級	92.2%
主査級	92.7%

(2) 消防本部

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	—%
課長級	—%
課長補佐級	—%
主査級	94.8%

(3) 市民病院及び消防本部以外

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級・次長級	—%
課長級	95.9%
課長補佐級	97.2%
主査級	103.4%

3. 勤続年数区分別 (任期の定めのない常勤職員のみ)

(1) 市民病院

① 医師

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	89.0%
16～20年	—%
11～15年	98.6%
6～10年	73.2%
1～5年	81.6%

② 医療技師・看護師等

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.4%
31～35年	100.9%
26～30年	103.5%
21～25年	96.4%
16～20年	92.7%
11～15年	97.0%
6～10年	92.7%
1～5年	98.4%

③ 事務職等

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	87.2%
21～25年	89.6%
16～20年	73.2%
11～15年	95.0%
6～10年	127.9%
1～5年	83.5%

(2) 消防本部

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	97.8%
11～15年	106.0%
6～10年	127.1%
1～5年	78.3%

(3) 市民病院及び消防本部以外

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	87.2%
21～25年	89.6%
16～20年	73.2%
11～15年	95.0%
6～10年	127.9%
1～5年	83.5%

【説明欄】

- ・「男女の給与の差異」欄のうち、少なくとも一方の性別の職員が存在しない区分については、「— %」と表示している。
- ・短時間勤務の職員については、所定勤務時間数に応じた職員数の換算を行っている（例：週当たりの所定勤務時間数が 23.25 時間の場合、常勤職員の所定勤務時間 38.75 時間で除し、0.6 人として換算）。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。